J・ブレイスウェイトの修復的司法論

平 兮 元 章*

はじめに

修復的司法(restorative justice)(RJ と略して示されることがある)とは、最も簡略化していえば、基本的には被害者と加害者の関係の破綻を繕って直す(修復する)ことである。被害者・加害者調停(メディエーション)といわれるものが修復的司法の原型プログラムである。しかし、通常修復的司法は二者関係のレベルでおさまるものではない。被害者と加害者を支える人びとを含めたものとして捉えるもので、家族集団カンファレンス(conference:この場合、協議または会議を意味する)あるいはコミュニティ・カンファレンスといわれるもの、および量刑宣告サークル(circle sentencing)などがある。被害者・加害者メディエーションのプログラムの参加者は、被害者と加害者であるが、友人や支援者も場合により参加することができる。家族集団(コミュニティ)カンファレンスの参加者は、被害者、加害者、双方の家族員、双方の友人、コミュニティの住人、警察官、検察官らである。量刑宣告サークルの参加者は、被害者、加害者、双方の家族員、コミュニティの住人、警察官、検察官、裁判官、被告弁護人らである。いずれのプログラムにおいても調整・進行役としてのファシリテイター(facilitater)が必要である。ファシリテーターとは、公正

^{*} 福岡大学人文学部教授

不偏の方法によって、カンファレンスにおける当事者たちの参加を促進し、円滑な進行を運営する役割を担う者のことである。さらに修復的司法プログラムには加害者の地域社会への受けいれも含まれている。つまり、被害者の回復、加害者の更正、コミュニティの修復という三レベルでの修復が目的とされている。「修復的司法とは、ある特定の犯罪に何らかの関係を持つ当事者すべてが一同に会し、その当該犯罪の事後をどう扱うか、またその未来に向けたインプリケーションについて一緒に解決する手続きである。」

ここではブレイスウェイト(John Braithwaite)の修復的司法論²および彼の修復的司法論の背景にある思想³を中心にとりあげるわけであるが、彼は、これまで歴史的に用いられてきた司法・裁判のやり方を批判し、修復的司法が司法の中心に転換されることを目論んでいる。

1. ブレイスウェイトの『修復的思想』論

彼の考え方に通底している価値観は基本的人権の尊重である。そして何を修復するかは、修復する相手により様々に異なるという。彼が例としてあげているのは以下の事柄である。人間の尊厳の回復、損害を受けた身体と健康の回復、ダメージを受けた人間関係の修復、安全感の回復、毀損された財物の返還、財産的損害の回復、コミュニティの修復、環境の回復、同情や思いやりの気持ちの回復、社会的支援の回復、戦争における平和の回復、エンパワーメント(権利付与)や自己決定権の修復、自信回復の感覚(犯罪被害者となったことによる無力感からの回復)、熟議民主主義(deliberative democracy)の回復、正義が実現されたという感情を基礎とした調和の回復、市民としての義務感の修復等々である。

修復的司法において重視されているのが、カンファレンスである。カンファレンスというのは、当事者たちやコミュニティの代表者たちが集まって行われる会議のことである。加害者だけでなく、加害者を支える人たちにも参加を求

めるものである。例えば、少年犯罪の場合、カンファレンスにおいて、加害少年だけでなく、少年の両親、兄弟姉妹、祖父母、場合によっては、少年の所属するスポーツクラブの教師、あるいは学校の教師などといった少年を支えてくれる人たちの参加を求めることが必要となる。これは被害者を支える人たちの参加を求めることも同様である。ブレイスウェイトはこれらの人たちが円形になって座ることが重要だという。そして、まず加害者に「なぜ、そのようなことを行ったのか」を話してもらう(加害者の説明責任)のである。そして被害者にその犯罪行為でどのような被害を被ったかを話してもらう。加害者の親には、子供が逮捕された結果、家族はどのような状況に至ったかについて話してもらう。)。

これまで歴史的に用いられてきた司法過程においては、被害者と加害者とが 一対一の関係として捉えられてきたが、修復的司法においては、上記のような 支えてくれる人たちをも含めたものとして捉えるという考え方に転換させるも のである。

伝統的な刑事司法では、政府は、被害者に代わって、加害者を処罰する。処罰の目的は、加害者に一定の辛苦を与えることによって、被害者や地域のために応報(just deserts)の措置を講じるものである。しかし、修復的司法は、政府が加害者に辛苦を与えることと、被害者が有意義な正義感を感じることを同一視する論理を拒否する。修復的司法の提唱者らは、代替策として、刑事制裁の中心的原則は、(1)被害者について被害前の身分に修復し、(2)加害者を地域に戻すことで、害を減らすことにすべきであると提案する。つまり、これらの提唱者たちは、裁判に代えて、政府が仲介者の役割を果たす、被害者一加害者カンファレンスを支持する。カンファレンスでは、家族や地域の関係者が出席するが、加害者の行動が非難やシェイミング(恥づけ、羞恥づけ)の対象とされ、加害者は責任をとり、後悔の気持ちを表明し、被害者に謝罪することを促される。加害者の説明責任(accountabillity)がこれらの手続きの過程で不

可欠である50。

被害者と加害者だけで向き合うのではなく、加害者の家族成員、例えば母親が共にいるということは、被害者の言葉が心の壁によって加害者本人には直接伝わらなくとも、加害者の隣にいる母親には伝わるということを示している、という。加害者の良心の呵責を引き出し、被害者と加害者の関係の修復をするには、カンファレンスの採用が必要であるという考え方をとっている。そして、再犯防止には、修復的司法、特にカンファレンスが大変有効であることが確認されているという。

裁判においては、今まで受動的に法廷で下された命令に従わなければならないという非人間的な手法がとられるのに対して、修復的司法においては、家族成員のような親密な人たちが関わって行われるといった人間的な手法がとられる。現在、司法は転換期にあり、法廷で出された命令に従うという受動的な形から、自ら進んで能動的に参加し、それに対して責任を持つという修復的司法の考え方への転換が起こり始めているという。受動的責任は、第三者によって与えられる責任(後ろ向きの責任)であり、能動的責任は、与えられるものではなく、自ら責任をとるという自意識から生じるもの(前向きな責任)である。例えば、加害者の親族の誰かが、加害者の行動計画に OK のサインをするということは、加害者に対して、問題解決のためのセミナーや集まりなどに行かせ、加害者が自ら責任をとれるようにさせるということなのである。自らが進んで行う能動的責任という考え方は、犯罪予防にも繋がるし、自ら積極的に社会復帰に取り組むということにも繋がるものである。

修復的司法の目標は、加害者を地域に再統合することであり、そのための必要な支援を提供する。加害者は公平に扱われて敬意を払われ、加害者個人ではなく、その人が行った行動がシェイミングの対象とされ、「前科者」の継続的なラベリングあるいは烙印を受けずに社会復帰することが可能な文脈に置かれる。。

ブレイスウェイトは、種々の犯罪防止策においては、裁判に持ち込むような受動的な犯罪防止策である合理的主義行為者のモデルだけでは不十分だという。例えば、企業犯罪、特に公害のような環境犯罪のケースを例にあげて説明している。修復的司法のカンファレンスのサークルの中には、政府の代表者、環境保護団体の代表者、地域の住民、汚染物質を垂れ流した加害企業の人びとが入ることになる。当初は加害企業の人たちはなかなか耳を傾けてはくれないので、修復的司法のサークルの輪を徐々に広げていくことを行う。サークルをその責任者の上司、そのまた上司の上司というように徐々に輪を広げていき、最後には社長、会長に行き着くことになる。こういった過程を辿っていくうちに、最終的に会長が汚染物質を垂れ流し続けることを恥ずかしいと感じるようになり、会長は他の重役たちに命じ、公害に対する対応策を作成することになったという例である。このように、能動的に捉える犯罪防止策を講じようとする人を見つけることが、最終的な問題解決に繋がるという。裁判のような受動的な犯罪防止策は効果的ではなく、修復的司法のように自ら進んで責任をとるようになる能動的な犯罪防止策の方が効果的であるという。

いじめ問題にしても、コミュニティの人びと、教師、生徒(いじめを見ていた生徒を含む)が進んで責任を自覚し、学校全体で責任をとる必要があるという。いじめが生じたとき、まず、カンファレンスを設け、そのいじめの理由を 突き止める調停をする必要があるという⁷。

ブレイスウェイトの視点は、政府中心の刑罰体系に批判的であるが、それはその特性が典型的に非統合的であり、犯罪誘発的であるからだという。彼の再統合的(reintegrative)シェイミング(恥づけ、羞恥づけ)論は犯行者だけでなく、犯罪自体をシェイミングの対象とし、犯行者を再度、慣習的社会と結びつける方法を模索している⁸。以下で彼の修復的司法論の背後にある思想なり人間観なりをみていくことにする。

2. 背景にある思想

彼の思想的背景は、著書 "Crime, Shame and Reintegration" Cambridge Univ. Press, 1989. によく表れている。以下でその概要を見ておこう。彼は「犯罪」を "shaming" (恥をかかせること) という概念を用いて説明している。「恥付け」、「羞恥付け」などと訳されている。これらは通常日本語としては用いられないので、本稿では「シェイミング」を用いることとする。

彼はシェイミング概念を伝統的なコンセンサス・アプローチに属する諸理論 と 1960 年代以降に出てきたラベリング理論に代表されるコンフリクト・アプローチを統合するための鍵関的概念として用いている。

シェイミングには二種の相反するものがあるという。一つは reintegrative shaming (再統合的シェイミング) であり、今ひとつは disintegrative shaming (排斥的シェイミング) である。前者は、ある人間が犯罪を犯した場合、コミュニティの成員はその行為を非難するものの、犯罪行為者が自らの行為について謝ったり償ったりすれば、コミュニティの成員はその行為者を許してやり、コミュニティから追放せずに受けいれてやるというシェイミングの方法をいう。後者は、ある人間が犯罪を犯した場合、コミュニティは犯罪行為者に逸脱者のラベルを貼り付け、そのコミュニティから追放してしまうというシェイミングの方法である。

再統合的シェイミングは、逸脱の抑止効果があるが、排斥的シェイミングは、 逸脱者をより逸脱させることにつながってしまうという⁹。

日本は再統合的シェイミングを行っており、アメリカは排斥的シェイミングを行っているという。ブレイスウェイトは、第二次世界大戦後犯罪発生率が増加傾向にある国が多い中で、日本は減少傾向にあることを指摘し、これは日本が再統合的シェイミングを行っているからだという¹⁰⁰。確かにこの傾向は近年の一連の『犯罪白書』を見ても明らかである。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスなどの先進資本主義国と比較して、日本だけがかなり少ない。戦後か

ら現代迄、多少の変動は見られるものの、同じような様相を呈している。主要 犯罪発生率で見ても、殺人事犯だけを取り上げても同様に我が国だけが低い値 を示している。

ブレイスウェイトは、シェイミング概念を導入することによってコンセンサス・パースペクティヴに属する理論とコンフリクト・パースペクティヴに属する理論的視点を統合できると考えている。筆者は、本来コンセンサス・パースペクティヴのアプローチは形式論理の範疇に属しており、コンフリクト・パースペクティヴのアプローチは、正確さを期せば、現象学の方法的視点に属しているので、統合はできないと考えている。分化的接触理論に代表される逸脱文化学習理論、非行下位文化理論や分化的機会構造理論に代表される犯罪サブカルチャー理論、社会的絆理論に代表されるコントロール理論、ラベリング理論などをシェイミング概念を用いることによって関連性を持たせ統合を試みている。

彼は心理起源論を排し、学習理論の考え方をとっている。人間は恥をかかせられる体験や逸脱的サブカルチャーとの接触を通して、好ましい行動、好ましくない行動を学習するという。社会構造に関しては、マートンのアノミー論、非行下位文化論、分化的機会構造論等が主張するように、下層の逸脱者の方が生活の好機に恵まれていないことが多いとみなしている。生活チャンスが制限されていることが逸脱的サブカルチャーの形成に寄与しているという。再犯者・累犯者の行動の説明には、逸脱的サブカルチャー論によるものが適合的であるという。

逸脱者というラベルが付与されると一層逸脱すると主張するラベリング論は、排他的シェイミングがなされた場合に相当するという。そして、「逸脱者」のラベルが付与されると、逸脱者は他者からの支持を得るために排斥された者同士からなる逸脱的サブカルチャーに接近するとしている。これはラベリング論と逸脱的サブカルチャー論の接合を試みたものである¹¹⁾。

排斥的シェイミング論としてのラベリング論の対極に犯罪抑止効果のあるシェイミングがあるという。例えば、何らかの犯罪行為をなした者に対して、その行為が悪いことであることを自覚させるために、一定のシェイミングは必要であり、行為者が自らの行為を悪いと認めれば、共同社会から排斥せずに再び許してやる再統合的なシェイミングが良いと主張する。

さらに、コントロール理論の考えを採用し、個人と社会の絆が強ければ逸脱しにくくなると考えている。再統合的シェイミングをし易い条件として二種類のものをあげている。個人レベルのものとして相互依存性(interdependency)が高いこと、社会レベルのものとして共同社会性(communitarianism)が強いことを指摘している¹²⁾。年齢が15~25歳、性別が男子、独身者、教育ないし職業へのコミットメントが低いことなどの5変数は相互依存性が低いことを、都市化が進んでいること、居住変動性が高いことの2変数は共同社会性が低いことを示しているという¹³⁾。

日本はアメリカとの比較において、相互依存性が高く、共同社会性が強いという。

3. 日本の相互依存性・共同社会性について14)

日本人は、相互依存的で共同社会的要素をかなり強く持っているので、犯罪発生率が低く抑えられているという。その例としていくつかの事例を指摘している。部下の巡査が強姦事件のような不祥事を起こした場合の所轄署の署長の辞職、戦闘航空機が旅客機と接触、墜落させた場合の防衛庁長官(当時)の辞職¹⁵⁾、子供が犯罪を犯した際の親の自殺など、欧米との違いをあげて、日本は共同社会的であると紹介している。逸脱行動を行うことで辱められるのは当該行為者のみではなく、個人の所属集団やその長にまで責任が及ぶことをあげ、常日頃から集団の成員同士がいろいろと圧力を掛け合う結果、犯罪発生率が低く抑えられているという。

また、ブレイスウェイトは、我妻洋氏の見解を引用し、逸脱行動の原因に関 して、日本独特のものを指摘している。それは、日本人の身体や感情に影響を 与える「ムシ(mushi)」についてである。「ムシ」が日本人の体内に宿ってい ると考えられているという。ある人物が凶悪な犯罪を犯した場合でも、それは 行為者自身が悪いのではなく、行為者は「ムシ」の犠牲者とみなされ、犯罪者 のラベルを付与されて排斥されてしまうことが少ないという16。この見解に関 しては、前近代的な見方といえなくもないが、犯罪に対する日本人の見方とし ては、未だに残存しているともいえる。例えば、残虐な犯罪が起こったとき、 原因論として浮上してくるのが、一つには、「個人が悪い(のせい)」、二つ目 として、「社会が悪い(のせい) という反応である。これは欧米とて同じであ る。今一つ、日本人独特の反応として出てくるのが、「誰も悪くない」という ものである。これが体内に宿る「ムシのせい」という反応となって結びつき易 い。日本人の体内に宿り、様々な考えや感情、癇癪をおこすもとにあると考え られているものであり、近代以前からあるものである。「虫の知らせ」、「ふさ ぎの虫 |、「浮気の虫 |、「悪い虫がつく | などの表現がある。銭湯における会話 を通じて庶民生活を描いた式亭三馬の『浮世風呂』(1809~1813年)にも、 「わっちも虫をもっている人間だから云々」という表現が出てくる。

この「ムシ」のせいにするという発想は、「逸脱者」のラベルを付与して排斥してしまうことを否定することに繋がる。特に日本人は多面的に知っている人間に対しては安易にラベルを付与せずに、かばうという対応をするとみなしている。日本は相互依存的で共同社会的であるだけに、対人距離が近く、逸脱行動をなした人物に対しても、「逸脱者」のラベルを付与してしまうことが少なく、その結果、逸脱をし続ける必要がないのではないかと述べている。また、日本はアメリカに比べて、自らの誤りを認めやすい土壌があるという。アメリカでは、自らの誤りを認めると、徹底的に責任の追及をなされ、非常に不利な立場に追い込まれるのだが、日本では、謝る必要がないことでも謝ることで、

対立しあった双方の調和を立て直すことが好まれるといっている。このように、 日本では一旦逸脱しても、非を認めて詫びを入れや易いため、共同体も再統合 的シェイミングを用い易いと述べている¹⁷⁾。

4. 日米の刑事政策について¹⁸⁾

アメリカの場合

刑事司法に関する案件は弁護士、検事ら専門家に委ねる風潮が強いのであるが、ブレイスウェイトは、社会規律を維持していくためには、刑事司法の専門家に頼るのではなく、一般市民も責任を負うべきであると主張する。逸脱者により効果的に恥をかかせることができるのは一般市民であるし、個々人が逸脱行動をしないようにコントロールしうる社会を作っていくためにも、刑事司法に携わる専門家のみでは不十分であるという。

また、現在アメリカで主流であるプリーバーゲニング(plea-bargainning:司法取引)にも反対し、廃止を訴えている。司法取引は、被疑者に犯罪行為を認めさせる代わりに、減刑を認めるといった被疑者に有利な条件を与えるような裁判前あるいは裁判中になされる検察側と弁護側との談合(取引)をいう。事前の内議によって裁判におけるシナリオが決まってしまっているこの方法では、被疑者は公衆(一般市民)の面前で辱めをほとんど受けることがない。つまり、この方法では適切なシェイミングがなされないことになるので、犯罪抑止効果がないと主張する。そのため、プリーバーゲニングは廃止すべきと訴えている。

さらに、受刑制度にも反対している。犯罪者を刑務所などの矯正施設において受刑させることは、その者を一般社会から隔離し、施設外の一般社会で生活する人びととの相互依存性を絶つことを意味するという。矯正施設での生活をするということは、犯罪者のみからなる犯罪サブカルチャーへの接触・参加を招くことになるので、矯正施設への隔離には反対している。犯罪の責任のとら

せ方としては、矯正施設への収容ではなく、社会奉仕命令(community service order)による清掃活動などを行わせたり、犯罪によって受けた被害を弁償させるなどの方法を勧告している。

どうしても、矯正施設に収容しなければならない場合でも、矯正施設外部にある職場や学校に通勤・通学させる制度を作ったり、家族が施設に往訪できるような制度の確立を工夫するよう提言している。つまり、個人と社会との絆を絶たずに相互依存性を維持すべきであると主張している。

日本の場合

日本の刑事政策については、アメリカに比べ、共同社会性が強く、相互依存 性が高いことを示す例をあげている。それらは次のような事柄である。

- 1) 犯罪者が実刑を受ける比率が極めて低く、執行猶予がつくことが多いこと。
- 2) 保護司制度や BBS (Big Brothers and Sisters) 制度のもとで、ボランティアが多く、更生して社会復帰しようとする者を共同社会に再統合させようとの態度が社会 全般に浸透していること。
- 3) 非行少年の問題に関しては、地域社会全体(家族・警察・学校・職場・地域住民)が一致団結して非行防止に取り組んでいること。
- 4) 警察官は逸脱行為を厳しく取り締まる存在というよりも、家族成員の逸脱 行動を注意する兄貴分とみなされたがるし、逸脱者との人間的な触れ合いを 重視していること。

以上のような例をあげ、これらが日本の犯罪発生率を低くさせていると指摘 している。

5. 修復的司法の問題点

ブレイスウェイトの修復的司法論は、再統合的シェイミングがなされること を前提に論が進められている。

ブレイスウェイトは、アメリカで主流の司法取引に反対し、全世界で一般的

である受刑制度にも反対している。現行の司法取引は被疑者が公衆の面前で恥じをかくことが少なく、犯罪の抑止効果が薄いという理由で存続に反対している。受刑は、犯罪者を矯正施設に隔離し、社会との交流を断ち、犯罪サブカルチャーの学習・参加に結びつくおそれが強いために反対している。犯罪の抑止効果が上がるのは、人間関係が相互依存的で、共同社会的な社会構造のもとでなされる再統合的シェイミングにおいてであるとしている。日本の刑事政策における共同社会的・相互依存的な取り組みが犯罪発生率を低く抑えているという把握をしている。修復的司法は、加害者を共同社会に再統合することが一つの目的になっているが、ブレイスウェイトは修復的司法は、日本において、より全面的に実施し易いと考えていると思われる。

ブレイスウェイトらは、次のような点を指摘している。

- 1) 全体として、修復的司法の効果はまだ小さいが、有意であり、最近の研究 ほど効果は大きくなっているという。
- 2) 修復的司法が裁判所の強制的な命令による場合は、再犯に対する効果は少ないが、非強制的な環境で、被害者と地域住民が共同して取り組むように実施される場合は、再犯を減少させる効果が最大となる。つまり、法執行機関による烙印づけ(stigmatization)の少ない制裁過程が犯罪者に対してより効果的と考えている。
- 3) 修復的司法はハイリスクの犯罪者よりもリスクの低い犯罪者に対してより 効果的である。しかし、再犯可能性の高い者に対しては、修復的司法だけで は不十分であり、「社会復帰プログラム」と組み合わせることが必要である という。その際の「社会復帰プログラム」は、ハイリスクの犯罪者の再犯を 減少させることが示されているものでなければならない¹⁹)。

以上の点以外に留意しておかなければならないことがある。それは、ブレイスウェイトらが修復的司法を論ずる際に、犯罪の種類を区別せずに一括して論議している傾向がある点である。例えば、窃盗、詐欺、横領、背任、賍物など

の財産犯と殺人、暴行、強姦、傷害などの身体犯(人身犯)を一括して取り扱ってよいかという問題である。修復的司法の過程において、財産犯の場合、加害者の謝罪、弁償等によって、被害者も許容に傾くことはありうるであろうが、身体犯の場合は関係者間の修復は容易でない場合が大いにありうるであろう。殺人の場合、遺族の感情を考慮すると、修復は容易ではないであろう。また、強姦の場合も、被害者の感情は、加害者の謝罪によって容易におさまるとは思えない。強姦のケースは被害者が名乗り出ない、泣き寝入りのケースが多いし、カンファレンスの場に出て加害者と向き合うことができるかどうかはなはだ疑問である。欧米に比べ、被害者の自己主張ができにくい状況もあるといわれている。殺人事件に関しては、地下鉄サリン事件、大阪池田小学校の事件、光市の母子殺人事件・・・等々被害者遺族はいずれも加害者の死刑を望んでいた。

アメリカでは、レイプや殺人未遂、過失致死などの深刻な犯罪においても修復的司法の試みは始められており、カンファレンスまでの準備をより慎重にし、多くの訓練を受けたファシリテーターにより行われるのであれば、このような流れを積極的に歓迎しようとする主張もあるという。しかし、ニュージーランドでは、死亡事件は修復的司法の対象から外しており²⁰⁾、身体犯に対する対応の難しさが現れている。

また、イギリスのテムズバレー警察では、1994年から修復的なカンファレンスが開かれており、その数は年間約500に上るという。しかし、被害者の出席率は約2割しかないという。警察主導で被害者の苦しみが減っていない事件直後に開催されることが多いため、出席率が低いといわれている²¹。被害者の心情も十分に考慮されたものでなければならない。

さらに、犯罪サブカルチャーを深く身につけた累犯者に修復的司法がどれだけ有効かも吟味されたうえで、社会復帰プログラムの作成も十分な検討を要するであろう。

罪種を区別せず一括してみた場合、被害者がカンファレンスに満足している

割合は、イギリスの場合、97%であるが、裁判所主導で事件を扱われた被害者においては、38%しかなかったという報告がある²²。

修復的司法の効用は一定程度上がっており、今後社会的需要は高まっていく ものと思われる。修復的司法によって何割のケースが和解に達することができ たかではなく、当事者をカンファレンスの場に会してもらうための周到な準備 の方がより重要である。

修復的司法が現行の刑事司法過程を否定して、正義を漸進させ、犯罪者の犯行を減少させることに結びつくアプローチとして社会的に定着しうるかどうかは、今後の検討を要する事案が多く、道のりが遠いのが現状である。現行の刑事司法過程の裁判所による判決によって、加害者を裁くことを望む人は容易にはなくならないであろう。しかし、時間がかかっても修復的司法の定着は課題目標であることも確かである。

文献および注

 Marshall, Tony. F., Restorative justice on trial in britain, in Messmer and Otto (eds.) Restorative justice on trial: pitfalls and potentials of victim-offender mediation-international research perspectives, Kluwer Academic Publishers, Boston.

平山真理「修復的司法をめぐる研究動向」、『犯罪社会学研究』No. 27. 日本犯罪社会学会、120 頁、2007。

2) Braithwaite, J. Restorative justice and responsive regulation. New York: Oxford University Press. 2002. および 2002 年 6 月に行われた東洋大学での講演「修復的司法の思想」、細井洋子他編著『修復的司法の総合的研究』風間書房、2006 年、第 2 章所収。

Braithwaite, J. The world of restorative justice, 2008. 細井洋子他共訳『修復的司法の世界』成文堂、RJ 叢書 6。これは 11 本の論文からなる。

3) Braithwaite, J. Crime, shame and reintegration. Cambridge: Cambridge University

Press. 1989.

- 4) Braithwaite, op.cit. 1), pp.25~26. および Braithwaite, J., Restoraitive justice, The Handbook of crime and punishment, edited by Michael Tonry, NY, U.S.A, Oxford University Press, 1998.
- 5) Robert, L. J. and others edited, Criminological theory: Context and Consequences 5th edition. SAGE, 2011.、J.R. リリー、F.T. カレン、R.A. ボール編『犯罪学』理論 的背景と帰結、第5版、金剛出版、2013年、pp.171~172。
- 6) ibid, p. 172.
- 7) Braithwaite, op.cit. 2), pp. $30 \sim 32$.
- 8) Braithwaite, op.cit. 4), p. 172.
- 9) Braithwaite, op.cit. 3), p. 55.
- 10) Braithwaite, ibid, p. 61.
- 11) Braithwaite, ibid, pp. 16~43., pp. 98~107.
- 12) Braithwaite, ibid, pp. 87~89.
- 13) Braithwaite, ibid, pp. 98~104.
- 14) 日本の相互依存性・共同社会性および日米の刑事政策については、以下の文献が要領よくまとめてあるので参考にし、一部引用した。また、以下のブレイスウェイト 文献を一部意訳して用いている。

小林京子「犯罪、恥、再統合」、『犯罪と非行』No. 97、青少年更正福祉センター・ 矯正福祉会、pp. 153~162、1993 年。

Braithwaite, J. Restorative justice and responsive regulation. New York: Oxford University Press. 2002.

- 15) 1971 年 7 月 30 日に起きた航空機事故。全日空、千歳発東京行き 58 便 (727 機、乗客 155 人、乗員 7 人) が岩手県雫石町上空で、航空自衛隊第一航空団 (浜松) 所属、F86 ジェット戦闘機 (教官機と訓練機) 2 機編隊で訓練飛行中、訓練機が全日空機に接触、全日空機が墜落し乗客・乗員全員死亡、訓練機のパイロットはパラシュートで脱出した。当時、防衛庁長官に就任したてだった増原恵吉氏が引責辞任。自衛隊教官と訓練生に有罪判決、両被告控訴。その後の裁判で有罪確定。
- 16) Braithwaite, ibid, p. 64.

Wagatsuma, H.and Rosett, A., The implications of apology: Law and culture in ja-

pan and the United States, Law and Society Review, 20, pp. 461~498, 1986.

- 17) Braithwaite, ibid, pp. 61~68.
- 18) 以下の日米比較については、Braithwaite, ibid, pp. 61~63.参照。
- 19) Bonta, J., Jesseman, R., Rugge, T., & Cormier, R., Restorative justice and recidivism: Promises made, promises kept? In D. Sullivan & L. Tiff (Eds.), Handbook of rstorative justice. pp. 108~120. New York: Routledge., 2006.

Braithwait, J. Restorative justice and responsive regulation., New York: Oxford Universty Press. 2002., J.R. リリー、F.T. カレン、R.A. ボール編、前掲書 5)、173 頁、2013 年。

この知見に対して、修復的司法は、重大でない犯罪よりも重大な犯罪ほど再犯リスクを減少させる効果が大きいという反対の知見もある。Sherman, L. W., & Strang, H., Restorative justice: The evidence, London: The Smith Institute, 2007.

- 20) 平山真理、前掲書 1)、p. 122。
- 21) 小宮信夫、「修復的司法の概念・利点・類型」、『犯罪社会学研究』No. 27. 、日本犯罪社会学会、pp. 8~9., 2002。
- 22) 平山、前掲書、p.122。